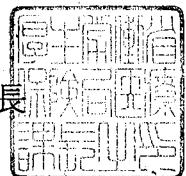


地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長



ペンレスステープ18mg及びイメントカプセルセット、イメントカプセル80mg、
同125mgの薬事法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項通知の一部改正について

標記については、それぞれ、「薬価基準の一部改正に伴う留意事項について」（平成6年12月2日保険発第170号）及び「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成21年12月11日保医発1211第4号）において、保険適用上の取扱いに係る留意事項を通知しているところですが、平成24年6月22日付けで本製剤の薬事法上の用法・用量等が変更されたことに伴い、同留意事項の一部を下記のとおり改正し、平成24年6月22日から適用することとしますので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 ペンレスステープ18mgに係る留意事項について

「薬価基準の一部改正に伴う留意事項について」（平成6年12月2日保険発第170号）の記の1の(4)の②を次のように改める。

ア 本製剤は、「1. 静脈留置針穿刺時の疼痛緩和 2. 伝染性軟属腫摘除時の疼痛緩和」に使用した場合に算定するものであること。

イ この場合、翼状針は留置針に含まれないこと。

ウ 本製剤の薬剤料は麻酔の部において算定するが、これに伴う手技料は算定できないこと。

2 イメントカプセルセット、イメントカプセル80mg、同125mgに係る留意事項について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成21年12月11日保医発1211第4号）の記の2の(2)を次のように改める。

本製剤の用法・用量は、「他の制吐剤との併用において、通常、成人及び12歳以上の小児にはアプレピタントとして抗悪性腫瘍剤投与1日目は125mgを、2日目以降は80mgを1日1回、経口投与する。」とされているが、3日分を1包装として1セット規格になっている製剤については、以下に示す例を参考に請求を行うこと。

例)

- ① イメントカプセル125mg 1カプセル
1日1回 朝食後 1日分

- ② イメントカプセル80mg 1カプセル
1日1回 朝食後 2日分
(①を服用後、2日目から服用)

(参考：新旧対照表)

◎「薬価基準の一部改正に伴う留意事項について」(平成6年12月2日保険第170号)記1の(4)の②

改 正 後	現 行
<p>1 (4) ② ペンレステープ 18mg に関する保険適用の取扱い ア 本製剤は、「1. 静脈留置針穿刺時の疼痛緩和 2. 伝染性軟膜腫摘除時の疼痛緩和」に使用した場合に算定するものであること。 イ この場合、翼状針は留置針に含まれないこと。 ウ 本製剤の薬剤の部において算定するが、これに伴う手技料は算定できないこと。</p>	<p>1 (4) ② ペンレステープ 18mg に関する保険適用の取扱い ア 本製剤は、「静脈留置針穿刺時の疼痛緩和」に使用した場合に算定するものであること。 イ この場合、翼状針は留置針に含まれないこと。 ウ 本製剤の薬剤の部において算定するが、これに伴う手技料は算定できないこと。</p>
◎使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について（平成21年12月11日保医基第4号）記2の(2)	<p>2 改 正 後</p> <p>(2) イメンドカプセルセット、イメンドカプセル 80mg、イメンドカプセル 125mg 本製剤の用法・用量は、「他の制吐剤との併用において、通常、成人及び12歳以上の小児にはアプレビタントとして抗悪性腫瘍剤投与1日目は125mgを、2日目以降は80mgを1日1回、経口投与する。」とされるが、3日分を1包装として1セット規格になつている製剤については、以下に示す例を参考に請求を行うこと。</p> <p>例) ① イメンドカプセル 125mg 1カプセル 1日1回 朝食後 1日分 ② イメンドカプセル 80mg 1カプセル 1日1回 朝食後 2日分 (①を服用後、2日目から服用)</p>